

## 令和５年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務に係る受託候補者選定審査基準

## １ 審査項目

提出された企画提案書等について、次に掲げる項目を基に内容を審査する。

なお、いずれの項目においても新型コロナウイルス感染症対策に十分考慮した内容・方法となっていることを前提とする。

| 区分            | 審査項目                                                                                                                                  | 加重点 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 実施体制<br>(２０点) | ・ 業務遂行に必要な人員が確保されているか。                                                                                                                | × ２ |
|               | ・ 業務遂行に必要なスキルやノウハウを有する人材を配置しているか。                                                                                                     | × ２ |
| 企画内容<br>(６５点) | ・ 業務の趣旨を十分に理解し、実現可能な提案であるか。                                                                                                           | × ２ |
|               | ・ 必要となる業務量や期間、人員等を検討したうえで、効率的・効果的に業務を実施することができるような業務全体スケジュールになっているか。                                                                  | × ２ |
|               | ・ 「商業コンテンツ育成支援」では、商業コンテンツの創出・育成を通じた、地域商業への誘客促進やエリアのブランド化が期待できる提案組織の活性化等が期待できる具体的な提案であるか、また、「商店会等組織再構築支援」では、組織の再構築・活性化につながる具体的な提案であるか。 | × ３ |
|               | ・ 地域団体や民間事業者等との連携による運営体制構築のほか、自主財源確保や効果測定の方法等について検討されており、持続可能な提案であるか。                                                                 | × ３ |
|               | ・ 情報発信・周知方法に関する提案は、支援対象以外の商店街への波及も見込める内容になっているか。                                                                                      | × ３ |
| 業務実績<br>(１０点) | ・ 実績の内容が本事業を実施するために十分であるか。                                                                                                            | × ２ |
| 必要経費<br>(５点)  | ・ 費用の内訳が明確であり、本事業を委託するに当たり合理的な金額であるか。                                                                                                 | × １ |
| 合計 １００点満点     |                                                                                                                                       |     |

## 2 採点方法

### (1) 評価点の考え方

各審査項目を以下の5段階で評価する。

| 段階       | 評価点 |
|----------|-----|
| 優れている。   | 5点  |
| やや優れている。 | 4点  |
| 普通である。   | 3点  |
| やや劣っている。 | 2点  |
| 劣っている。   | 1点  |

なお、「費用の内訳が明確であり、本事業を委託するに当たり合理的な金額であるか。」の評価基準については、以下のとおり定める。

#### ① 優れている（5点）

予定価格の85%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ② やや優れている（4点）

予定価格の85%以上～90%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ③ 普通である（3点）

予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ④ やや劣っている（2点）

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ⑤ 劣っている（1点）

予定価格の99%以上の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

### (2) 項目加重点の考え方

各審査項目のうち、重要度の高いものや提案内容に差が出やすいと考えられる項目については、項目加重点を設定する。

### (3) 項目評価点の考え方

評価点×項目加重点

## 3 受託候補者選定委員（3名）

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 産業観光局地域企業イノベーション推進室 | 地域企業イノベーション推進室長 |
| 産業観光局地域企業イノベーション推進室 | 地域企業振興課長        |
| 産業観光局地域企業イノベーション推進室 | 商業振興課長          |

## 4 受託者の選定

点数は、各委員の項目評価点合計点（100点満点）の平均とし、60点以上を獲得した者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。

点数が同じ場合は、企画内容の点数が最も高い者を選定する。

なお、応募事業者が1社の場合も同様の取扱いとする。